

第13回東京都福祉保健医療学会（平成29年度） 発表演題募集要領

1 目的

福祉・保健衛生・医療に関する研究の成果を発表し、職員相互の研さんと技術の向上を図り、もって福祉・保健衛生・医療行政の進展に寄与することを目的とする。

2 開催日

平成29年12月14日（木曜日）

3 開催場所

東京都社会福祉保健医療研修センター

4 応募資格

- (1) 東京都福祉保健局及び病院経営本部の職員並びに区市町村の福祉・保健衛生・医療業務に従事する職員
- (2) 福祉保健局及び病院経営本部所管の公益財団法人、地方独立行政法人、監理団体等に勤務する職員（固有職員を含む）
- (3) 教育庁都立学校教育部（学校健康推進課）及び東京都職員共済組合（事業部健康増進課ほか）に勤務し、福祉・保健衛生・医療関係に従事する職員
- (4) 東京都社会福祉協議会の職員及び会員職員

5 発表内容

担当する職務を通じて行った研究の成果で、東京都福祉保健医療学会において発表するに相応しいもの。ただし、他の学会で発表したもの又は他の学会で発表を予定しているものと同一内容の場合は除く。

6 発表分野

発表分野は次の4分野とし、分野の選択は原則として応募者が行う。

- (1) 医学・医療分野
基礎医学、臨床医学、医療制度、診療放射線、臨床検査、薬剤、栄養など
- (2) 看護分野
病院看護ケア、施設看護ケア、看護調査研究、看護教育など
- (3) 保健衛生分野
地域保健医療、生活習慣病予防、健康づくり、感染・食中毒対策など
- (4) 福祉分野
高齢社会対策（介護保険制度、施設介護ケア、高齢者虐待対策など）
少子社会対策（児童虐待対策、子育て支援、非行対策、女性相談など）
障害者福祉（自立支援制度、在宅福祉、施設ケアなど）
福祉のまちづくり、成年後見制度、福祉サービス第三者評価システムなど

7 発表方法

- (1) 口頭発表
学会誌に抄録を掲載するとともに、学会開催日に、会場にて口頭により発表する（PowerPoint 使用可）。
- (2) ポスター発表
学会誌に抄録を掲載するとともに、学会開催日に、会場にてポスター説明により発表する。

8 発表時間（質問時間を含む）

1題当たり、口頭発表は10～12分以内、ポスター発表は8～12分以内とする。

9 発表演題

(1) 演題数（予定）

口頭発表は40題程度、ポスター発表は60題程度とする。

(2) 発表演題の決定

口頭発表及びポスター発表は、事前審査員による審査を経て、東京都福祉保健医療学会役員会にて決定する。ただし、応募状況により、発表方法の変更を依頼することがある。

(3) 誌上発表

口頭発表及びポスター発表に選定されなかった演題についても学会誌に抄録を掲載する。ただし、誌上発表のみの演題募集は行わない。

10 演題の申込方法・期限

(1) 応募者は、「演題申込書」（別紙）を所属の研修担当者に電子データで提出する。

なお、演題の申込に際しては各所属が定める手続により、演題発表許可を取ること。

(2) 各研修担当者は、公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉保健局・病院経営本部研修センター（以下「研修センター」という。）に、平成29年6月30日（金曜日）までに電子データで提出する。

11 抄録の提出方法・期限

(1) 別添「抄録作成要領」に従い、別添「学会抄録ファイル」（A4版2ページ）を使用し作成する。

なお、提出した抄録はそのまま印刷されるため、抄録の様式変更は行わないこと。

また、別添「抄録提出チェックリスト」を活用し、提出後の訂正がないようにすること。

(2) 各研修担当者は、研修センターに、平成29年7月31日（月曜日）までに電子データで提出する。

12 抄録提出後の申込辞退

抄録提出後の申込辞退は、研究内容に瑕疵等がある場合に限る。この場合は、速やかに研修センターに連絡後、所属長の理由書を提出すること。

なお、辞退の締切は平成29年9月1日（金曜日）とし、一度提出された抄録は返却しない。

13 抄録の表現・内容に関する留意点

(1) 抄録の表現・内容に関しては、倫理的配慮を含め、所属長が十分確認した上で提出すること。

(2) 事例の紹介や写真の掲載において、研究対象者個人が特定されないよう倫理的配慮をすること。この観点から、「当院」「当事業所」等の表現は避けること。ただし、自治体や病院等の名称を明示する必要があり、かつ研究対象者個人が特定されない場合は、この限りではない。

14 発表者の決定通知

平成29年10月中旬までに、所属長に通知する。

なお、当日の発表演題については、演題名、所属、発表者氏名をホームページ（東京都、福祉保健局、病院経営本部）に掲載する。

15 表彰

「東京都福祉保健医療学会表彰要綱」に基づき、口頭発表及びポスター発表のうち、優れたものを表彰する。